

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項、第 7 条 あったか山グリーンパーク管理規則第 2 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例 (使用の許可) 第 6 条 グリーンパークを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 (使用の不許可)</p> <p>第 7 条 町長は、その使用が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、使用許可を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) グリーンパークに損害を与えるおそれがあるとき。 (3) その他、施設の管理上支障があるとき。</p> <p>○あったか山グリーンパーク管理規則 (使用の手続)</p> <p>第 2 条 あったか山グリーンパークを使用する者（以下「申請者」という。）は、あったか山グリーンパーク使用許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）により、事前に申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、申請書を審査のうえ条例第 7 条の規定に該当しないときは、その使用を許可し、あったか山グリーンパーク使用許可書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 グリーンパークをグラウンドゴルフ場として使用する者は、あったか山グリーンパーク使用料の前納をもって、前 2 項の手続を経たものとみなし、入場券を交付する。</p>

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第 10 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第 10 条 あったか山グリーンパーク管理規則第 7 条第 1 項・第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例 （使用料の減免） 第 10 条 町長は、特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。</p> <p>○あったか山グリーンパーク管理規則 （使用料の減免） 第 7 条 条例第 10 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 使用料を減免できる範囲及び額は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 町又は美郷町体育協会が主催する行事で使用する場合 10 割</p> <p>（2） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定に基づき町内の学校が使用する場合 10 割</p> <p>（3） 町長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず使用料を減免することができる。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第 11 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第 11 条 あったか山グリーンパーク管理規則第 8 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例 （使用料の返還） 第 11 条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなった場合は、その一部又は全部を返還することができる。
	<input type="checkbox"/> あったか山グリーンパーク管理規則 （使用料の還付） 第 8 条 条例第 11 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第 5 号）を町長に提出しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日